

議第50号

高山市職員等の給与の臨時特例に関する条例について

高山市職員等の給与の臨時特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成25年6月12日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた地方公務員の給与減額要請に基づき、制定しようとするもの

高山市職員等の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）による国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた国からの地方公務員の給与減額要請に基づき、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員等の給与の支給額を減額するため、高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号。以下「給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第2条 特例期間においては、給与条例第5条第1項第1号及び第2号に規定する給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する給料月額（当該職員が給与条例附則第18項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表（1）	3級以下	100分の3.8
	4級及び5級	100分の6.8
	6级以上	100分の8.8
行政職給料表（2）	3級以下	100分の3.8
	4级以上	100分の6.8

2 高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年高山市条例第14号）第2条による改正前の高山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年高山市条例第30号）附則第2項の規定の適用を受けていた職員であつて、特例期間において、引き続き同項の適用があるものとみなした場合に、給料月額のほか、支給すべき給料の額（以下「経過措置額」という。）があるものに対する給料月額の支給に当たっては、前項に規定する算出方法にかかわらず、給料月額から、給料月額に経過措置額を加えた額に支給減額率を乗じて得た額から経過措置額を減じて得た額（減じて得た額が零以下である場合は、零）に相当する額を減ずる。

3 特例期間においては、給与条例第30条第1項から第4項までの規定により支給される給料の支給に当たっては、給料の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例第30条第1項 第1項又は前項に定める額

- (2) 給与条例第30条第2項又は第3項 第1項又は前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 給与条例第30条第4項 第1項又は前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率（第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定により算出して得た額を給料月額で除して得た数。この場合において、小数点以下第4位未満の端数はこれを四捨五入する。）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、給与条例附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第1項から前項まで及び次条の規定の適用については、第1項及び第2項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与条例附則第26項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項中「第1項又は前項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第1項又は前項」と、前項及び次条中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第28項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」と、「同項の規定により算出して得た額を給料月額」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2項の規定により算出して得た額を給料月額から給与条例附則第26項第1号に定める額に相当する額を減じた額」とする。

（高山市職員の育児休業等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、高山市職員の育児休業等に関する条例（平成3年高山市条例第30号）第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率（前条第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定により算出して得た額を給料月額で除して得た数。この場合において、小数点以下第4位未満の端数はこれを四捨五入する。）を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（高山市特別職職員の給与に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、高山市特別職職員の給与に関する条例（昭和32年高山市条例第5号）第3条第1項及び第2項に規定する市長及び副市長に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の8.8を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（高山市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、高山市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和36

年高山市条例第8号)第2条第2項に規定する教育長に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の8.8を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(高山市公営企業職員の給与に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、高山市公営企業職員の給与に関する条例(昭和36年高山市条例第7号)第17条の規定の適用については、同条中「高山市職員の給与に関する条例(昭和36年高山市条例第6号)及び」とあるのは、「高山市職員の給与に関する条例(昭和36年高山市条例第6号)、高山市職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成25年高山市条例第号)及び」とする。

(端数計算)

第7条 第2条から前条までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。